

クリーニング師研修受講対象者の皆様へ

令和5年度

「クリーニング師 研修」のご案内

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、クリーニング所の業務に従事する クリーニング師は、業務に従事した後 1年以内に、さらに 3年を超えない期間ごとに、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した『研修』を受けなければなりません。

(クリーニング業法第8条の2、同法施行規則第10条の2に基づく)

この研修は クリーニング師の資質の向上を 図るために 法により義務づけられたものです。最近では「クリーニング事故賠償基準」が改訂され、「衣類の取り扱い表示」も大きく変わっています。また、皆さまがお困りの「長期滞留品（長い間引き取りがない洗濯物）」の対応につきましても解説をします。

是非とも、この機会に受講されますよう、下記のとおりご案内申し上げます。

記

- ◆ 研修科目 ①衛生法規および公衆衛生 ②洗濯物の受取り、保管
および引渡し ③洗濯物の処理 ④繊維および繊維製品
- ◆ 申込み方法 受講申込書に必要事項を記入して、当センターあて 郵送または FAX（06-6946-9306）にてお申込みください。
併せて「振込用紙」（払込取扱票）により、お近くの郵便局で 受講料（5,000円）を振込んでください。

※ 当指導センターの「ホームページ」からも 申込書等がダウンロードできます。

※ 申込みと振込みが確認できた方には「受講票」をお送りします。

(発送予定：研修実施日の約2週間前)

- ◆ 受講料 5,000円（個人の都合により受講できなかった場合は返金いたしません）

申込み・問い合わせ先（大阪府知事指定「研修」実施機関）

公益財団法人 大阪府生活衛生営業指導センター

〒540-0012

大阪市中央区谷町1-3-1-801

TEL 06-6943-5603 FAX 06-6946-9306

裏面に実施要領があります

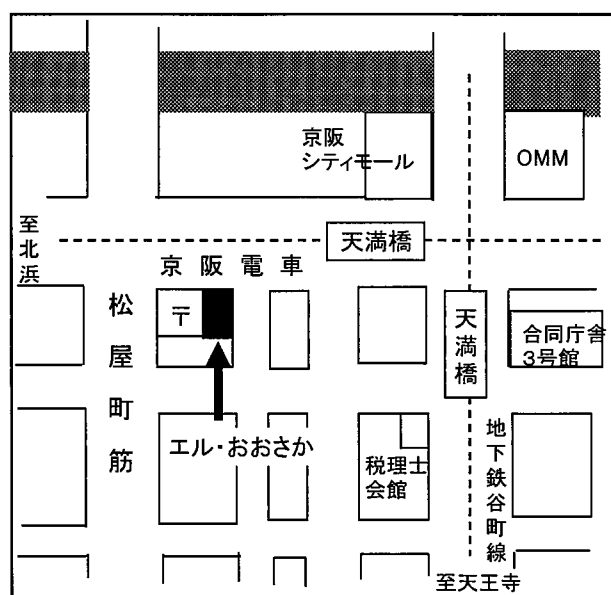
令和5年度 「クリーニング師研修」実施要領

- ◆ いずれか都合の良い日を選び、期間厳守でお申し込みください。
定員がありますので、開催日間際になりましたらご確認の上、お申し込みください。
- ◆ 会場へは、公共交通機関をご利用ください。（下図参照）
- ◆ なお会場の都合上、定員になり次第締め切ります。（その節は、ご了承願います）

日時 令和5年11月19日（日）
午後1時～午後5時

場所 エル・おおさか〈大阪府立労働センター〉
（大阪市中央区北浜東3-14）
※ 京阪電車「天満橋駅」から徒歩5分
※ 地下鉄谷町線「天満橋駅」から徒歩7分

申込期間 令和5年8月1日から10月31日



日時 令和6年1月28日（日）
午後1時～午後5時

場所 大阪府クリーニング会館
（八尾市春日町2-1-25）
※ JR関西線「八尾駅」から徒歩5分

申込期間 令和5年11月1日から12月28日

